

議案第15号

小松島市財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例（昭和39年小松島市条例第5号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

## 小松島市財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部を改正する 条例

小松島市財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例（昭和39年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (5) 袋地，狭小地，不整形地その他の土地（以下「袋地等」という。）であって，当該袋地等に隣接する土地（当該袋地等と道路又は水路を介して接している土地であって，当該袋地等と一体的に利用することができるものと認められるものを含む。）の所有者（当該隣接する土地の借地権を有している者その他市長がこれに類する事情があると認める者を含む。以下この号において同じ。）以外の者が画地として単独で利用することが困難と認められるもの及びその定着物を当該所有者に譲渡するとき。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (3) 普通財産の貸付けを受けた者が，当該普通財産を利活用することにより，本市の行財政の効率的又は効果的な推進に資すると認めるとき（第1号に掲げるときを除く。）。

### 附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。